

飲食店等における「食品のアレルギー表示店」に係る情報提供事業について

平成 29 年 1 月 26 日
食品生活衛生課

1 趣旨

本事業は、アレルゲンを含む食品に関する表示を自主的に実施する飲食店等を「食品のアレルギー表示店」として広島県ホームページで情報提供することで、食物アレルギー疾患をもつ消費者のニーズに応えるものである。この事業を通じて、県民の食品の安全・安心を確保していきたいと考えている。

2 「食品のアレルギー表示店」の定義

広島県内に所在し、次の(1)～(3)の要件を満たす食品取扱施設

(1) 対象施設

- ① レストラン等の飲食店
- ② あらかじめ容器包装に入れられていない食品を販売する施設
(例：パン製造販売店等)
- ③ 対面販売で、注文に応じて食品を容器包装に入れて販売する施設
(例：量り売りそうざい店)

(2) アレルギー表示の方法 (①, ②, ③のいずれかの方法で表示)

- ① メニューあるいはPOP等に表示している。
- ② 既存メニューのほかに詳細情報を記載したメニューを別途用意している。
- ③ 二次元コード, URL 等を示し, 携帯電話やインターネット等で情報を提供している。

(3) アレルギー表示の内容 (①又は②により表示)

- ① 特定原材料 7 品目から該当する品目を記載する。
特定原材料：卵，乳，小麦，そば，落花生，えび，かに
- ② 特定原材料 7 品目＋推奨品目 20 品目から該当する品目を記載する。
推奨品目：あわび，いか，いくら，オレンジ，カシューナッツ，
キウイフルーツ，牛肉，くるみ，ごま，さけ，さば，大豆，鶏肉，
バナナ，豚肉，まつたけ，もも，やまいも，りんご，ゼラチン

3 情報提供までの流れ

- (1) 協力店申出書（様式1）の記入
- (2) 県食品生活衛生課への提出（FAX，メールでも受付）
- (3) 申出書の記入内容の確認（*確認が必要な際は担当よりご連絡します）
- (4) 広島県ホームページへの情報掲載
ホームページ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/58/arerugii.html>
* 様式ダウンロードもこちら

4 お問い合わせ

広島県健康福祉局食品生活衛生課食品衛生グループ

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

電話：082-513-3106, 3104 Fax：082-227-1057（申出書提出受付Fax）

メールアドレス： fuseikatsu@pref.hiroshima.lg.jp（申出書の提出受付先）